

# 「中小企業経営力強化支援法 F A Q」

平成 24 年 10 月

東 北 税 理 士 会  
業 務 対 策 部

# 中小企業経営力強化支援法 F A Q

## 《 目 次 》

### 【申請書の記載の仕方について】

- Q 1 経営革新等支援業務とは、中小企業新事業活動促進法に定める経営革新の支援機関の認定が必要とされる支援をいうのでしょうか。…………… 1
- Q 2 実施体制についてですが、当事務所の職員にも協力を頂く予定ですが、補佐する者として職員の氏名も記載が必要でしょうか。…………… 1
- Q 3 相談内容について、事業計画の作成支援のみを行う予定ですが、支援機関として認められるのでしょうか。…………… 1
- Q 4 事業基盤の記載は税理士でも必要とされるのでしょうか。…………… 1
- Q 5 税理士業務以外に不動産所得がある場合は合算する必要はありますか。…………… 1
- Q 6 所得金額は青色申告特別控除前の所得金額でしょうか。…………… 1
- Q 7 申告前決算済 3 期の所得金額欄に記載を行うと差引計算が合いませんが、合わないままで良いのでしょうか。…………… 1
- Q 8 実務経験証明書が二つありますが、その違いを教えてください。…………… 2
- Q 9 実務経験証明書は、3 年以上の実務経験を有する証明を行えば経営革新等支援業務に係る 1 年以上の実務証明は提出省略しても差し支えないのでしょうか。…………… 2
- Q10 実務経験証明書において件数の記載は絶対条件でしょうか。…………… 2
- Q11 税理士登録して 1 年に満たない場合でも、それ以前において税理士補助業務を行っていた場合は実務経験の年数に含まれますか。…………… 2
- Q12 4.事業基盤の内容について、過去 3 年間の項目と金額は、確定申告書に添付される青色決算報告書に記載されていると思いますので、添付することで代替できますか。…………… 2
- Q13 専門的な知識を有していることを証する資格又は免許等の名称と、資格又は免許等を有している者の氏名は通常一致していると思いますが、2ヶ所とも記載が必要ですか。…………… 2

- Q14 実務経験証明書の1年以上とは、税理士登録後、税理士業務の1年以上の解釈でよろしいですか。…………… 3
- Q15 経営革新計画の支援者からの関与を有する証明書とは、過去の支援申請に基づき実施終了した計画のことですか。…………… 3

**【添付書類について】**

- Q1 実印を押印しますが印鑑証明の添付も必要ですか。…………… 3
- Q2 税務申告書の写しは具体的に何を添付すればよいですか。…………… 3
- Q3 資格の証明について、資格証明書を入手して添付する必要はありますか。… 3
- Q4 実務経験証明書とは、税理士証票の資格証明書と同一ですか。…………… 4

**【制度について】**

- Q1 申請の期間の定めはあるのですか。…………… 4
- Q2 申請書の提出からどのくらいの期間で認定がなされますか。…………… 4
- Q3 認定申請されると、どのような方法で公表されるのでしょうか。…………… 4
- Q4 相談者の紹介は行われるのでしょうか。…………… 4
- Q5 具体的な相談者との連絡はどのように行うのでしょうか。…………… 5
- Q6 中小企業再生支援協議会で行われている支援体制との関係はどのように理解すればよいですか。…………… 5
- Q7 請求する報酬金額の目安はあるのでしょうか。…………… 5
- Q8 支援業務を実施した場合の報告義務はありますか。…………… 5
- Q9 支援業務を実施しない場合に登録の抹消等の罰則はあるのでしょうか。…… 5
- Q10 業務多忙や報酬金額より、業務を受託できない場合は罰則はあるのでしょうか。…………… 5
- Q11 認定制度の趣旨（Q1）の記載の中に、新たな事業活動を行う際に直面する経営課題と記載されているが、この場合の事業活動とは新規開業ないし新規事業の参入の場合と解すべきでしょうか。…………… 5
- Q12 認定制度では、税務・金融・財務に関する実務経験者のチームとして専門性の高い支援を整備すると記載されているが（Q1）、具体的なチームの規模はどの程度と考えていますか。…………… 6

- Q13 支援の対象となる中小企業者の認定ないし選定（Q18）は、どのような方法（機関）に基づき決定されますか。…………… 6
- Q14 経営革新等支援業務に係る 1 年以上の実務経験、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」等の国の認定制度に基づく計画（Q15）と記載されているが、認定制度の実施は今後行われる機会がありますか。…………… 6
- Q15 新規事業の為には資金支援が重要なポイントとなると考えられるが、金融機関との連携をどのように取り組みますか。…………… 7
- Q16 Q22 により、税務における認定経営革新等支援業務が適切に実施されているかどうかの確認とは、具体的にどのような場合を想定していますか。…………… 7
- Q17 Q22 において、商工会、商工会議所、中小企業等からの通報制度も整備していきますとの記載は具体的にどのようなことを指していますか。…………… 7
- Q18 Q23 において、認定経営革新等支援機関を補完的にサポートすることとは、助言・アドバイスを指しますか。例えば、税務上の海外勤務者への注意ないしアドバイス等ですか。…………… 7

## 【申請書の記載の仕方について】

1

Q：経営革新等支援業務とは、中小企業新事業活動促進法に定める経営革新の支援機関の認定が必要とされる支援をいうのでしょうか。

A：経営革新等支援業務は法令で中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析等と定められておりますが、こういった業務は中小企業を支援するおおよその者が日常的に行っていることであり、認定支援機関だけが行えるといったものではありません。

2

Q：実施体制についてですが、当事務所の職員にも協力を頂く予定ですが、補佐する者として職員の氏名も記載が必要でしょうか。

A：税理士個人の申請の場合は申請者だけを記入してください。税理士法人の場合は組織体制に応じて統括責任者、担当補佐、担当主任を記入してください。

3

Q：相談内容について、事業計画の作成支援のみを行う予定ですが、支援機関として認められるのでしょうか。

A：認定支援機関は、事業計画の策定のみならず、経営革新等支援業務を実施した中小企業に対する案件の継続的なモニタリングを実施することが必要になります。

4

Q：事業基盤の記載は税理士でも必要とされるのでしょうか。

A：必要です。

5

Q：税理士業務以外に不動産所得がある場合は合算する必要はありますか。

A：必要ありません。

6

Q：所得金額は青色申告特別控除前の所得金額でしょうか。

A：青色申告特別控除後の所得金額です。

7

Q：申告前決算済 3 期の所得金額欄に記載を行うと差引計算が合いませんが、合わないままで良いのでしょうか。

A：記載例の事業基盤の項目は、確定申告の際の収支内訳書又は青色申告決算書を元に、項目を一致させてください。また、差引計算は合うように記載して下さい。合わない際は個別に各経済産業局にご相談下さい。

8 Q：実務経験証明書が二つありますが、その違いを教えてください。

A：中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を要することが認定要件の一つとなっており、それぞれの実務経験証明が必要となります。なお、実務経験が足りない場合、中小企業基盤整備機構が実施する研修を受講し、試験に合格した場合に基準を満たすものと考えております。

9 Q：実務経験証明書は、3年以上の実務経験を有する証明を行えば経営革新等支援業務に係る1年以上の実務証明は提出省略しても差し支えないでしょうか。

A：3年以上、1年以上どちらも必要です。

10 Q：実務経験証明書において件数の記載は絶対条件でしょうか。

A：必要です。

11 Q：税理士登録して1年に満たない場合でも、それ以前において税理士補助業務を行っていた場合は実務経験の年数に含まれますか。

A：税理士登録前の実務経験がどのような内容かを確認し、経営革新等支援業務に該当すると判断される際は、含めてもいいと考えられます。

12 Q：4.事業基盤の内容について、過去3年間の項目と金額は、確定申告書に添付される青色決算報告書に記載されていると思いますので、添付することで代替できますか。

A：代替できませんので申請書に記載して下さい。なお、個人の場合の事業基盤を証する書類として、青色申告決算書又は収支内訳書の写し2部を添付してください。

13 Q：専門的な知識を有していることを証する資格又は免許等の名称と、資格又は免許等を有している者の氏名は通常一致していると思いますが、2ヶ所とも記載が必要ですか。

A：以下の通り、記載例をお示しします。

【個人の申請の場合】

「資格又は免許等の名称」→税理士法に基づく国家資格を有し、税理士名簿に登録されている。

「資格又は免許等を有している者の氏名」→統括責任者：○○ ○○（税理士／常勤）と記載してください。

### 【法人申請の場合】

「資格又は免許等の名称」→税理士法に基づく税理士法人を設立している。  
法人名：税理士法人〇〇

1. 統括責任者：〇〇 〇〇（税理士／常勤）
2. 担当補佐：〇〇 〇〇（公認会計士／非常勤）
3. 担当者：〇〇 〇〇（公認会計士／常勤）と記載してください。

14

Q：実務経験証明書の1年以上とは、税理士登録後、税理士業務の1年以上の解釈でよろしいですか。

A：1年以上の実務経験としては、税理士業務のうちでも財務書類の作成、中小企業の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援等を対象と考えております。また、税理士登録後の業務に限定はしておらず、税理士登録前においても、実務経験がどのような内容かを確認し、経営革新等支援業務に該当すると判断される際は、含めてもいいと考えられます。

15

Q：経営革新計画の支援者からの関与を有する証明書とは、過去の支援申請に基づき実施終了した計画のことですか。

A：対象となる計画は、原則、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく、国等が認定を要する計画を中心に想定しています。なお、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に関連した再生計画も対象と考えています。なお、「支援者からの関与を有する証明書」の対象となる計画は、主たる支援者として関与した後、認定を受けている計画となります。

### 【添付書類について】

1

Q：実印を押印しますが印鑑証明の添付も必要ですか。

A：不要となります。

2

Q：税務申告書の写しは具体的に何を添付すればよいですか。

A：確定申告の際に必要な当該青色申告決算書又は収支内訳書の写し2部を添付して下さい。

3

Q：資格の証明について、資格証明書を手に入れて添付する必要がありますか。

A：税理士法人においては日本税理士会連合会で発行している登載事項証明書を、税理士個人においては、税理士証票の写し又は登録事項証明書の添付が2部必要です。なお、法人で申請する場合は、所属の士業の方の国家資格の写しは不要となります。

4 Q：実務経験証明書とは、税理士証票の資格証明書と同一ですか。

A：同一ではありません。

経営革新等支援機関の認定基準は①税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること、②専門的見地から財務内容等の経営状況の分析等の指導及び助言に一定程度以上の実務経験を有すること、③長期かつ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有すること、④欠格条項に該当しないこと、の4点全てを満たしていることが要件となります。実務経験証明書は②を証明する書類であり、資格証明書又は税理士証票の写しは、①を証明する書類です。

## 【制度について】

経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】に基づいて質問致します。

1 Q：申請の期間の定めはあるのですか。

A：随時受付しています。また、ある程度の受付期間内に申請受理したものを纏めて認定を行う予定です。

2 Q：申請書の提出からどのくらいの期間で認定がなされますか。

A：初回は概ね2ヶ月程度を予定しており、それ以降は45日以内となります。

3 Q：認定申請されると、どのような方法で公表されるのでしょうか。

A：認定支援機関の公表に当たっては、認定支援機関の名称、主たる住所、窓口先となる電話番号、どのような相談内容を取り扱えるのかを中小企業庁及び金融庁、各経済産業局及び財務局・財務支局のホームページにて公表予定となっております。

4 Q：相談者の紹介は行われるのでしょうか。

A：認定支援機関に対して、個別の斡旋を行うことはありません。施策普及の観点から前述のホームページのURL等をご案内することはあります。

5	Q：具体的な相談者との連絡はどのように行うのでしょうか。
A：直接連絡を取り合ってください。国が仲介することはありません。	
6	Q：中小企業再生支援協議会で行われている支援体制との関係はどのように理解すればよいですか。
A：必要に応じて、中小企業再生支援協議会とも連携した支援体制を構築することを想定しています。	
7	Q：請求する報酬金額の目安はあるのでしょうか。
A：認定経営革新等支援機関が行う個々の支援業務の内容については、中小企業者のニーズを踏まえ、認定支援機関と中小企業者の間で具体的な内容が決められるものであるため、支援内容に応じた必要な費用が生じるケースも考えられることから、報酬金額の上限を一律に設けることは適当ではないと考えています。	
8	Q：支援業務を実施した場合の報告義務はありますか。
A：実施状況や成果の報告を含む任意の調査を年1回実施する予定です。	
9	Q：支援業務を実施しない場合に登録の抹消等の罰則はあるのでしょうか。
A：支援業務のノルマ等はありません。ただし、前述の通り、年1回の任意調査及び中小企業者等からの通報により認定基準に適合しなくなっている場合、法律に基づき、報告徴収、改善命令、認定の取り消しを行う場合があります。	
10	Q：業務多忙や報酬金額より、業務を受託できない場合は罰則はあるのでしょうか。
A：罰則はありません。ただし特定の人種、性別又は門地等の者を支援対象外とする等、公序良俗に反する差別的な取り扱いを行うことは認められません。	
11	Q：認定制度の趣旨（Q1）の記載の中に、新たな事業活動を行う際に直面する経営課題と記載されているが、この場合の事業活動とは新規開業ないし新規事業の参入の場合と解すべきでしょうか。
A：「新事業活動」とは、内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開等、中小企業の経営課題は多様化・複雑化しており、それを解決するための新商品の開発又は生産、	

新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動のことをいいます。

12	Q：認定制度では、税務・金融・財務に関する実務経験者のチームとして専門性の高い支援を整備すると記載されているが（Q1）、具体的なチームの規模はどの程度と考えていますか。
----	--

A：具体的には、既存の中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業診断士）に加え、税理士、公認会計士、弁護士等の士業関係者、地域金融機関等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うことに加え、中小企業基盤整備機構から専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うことを想定しております。

13	Q：支援の対象となる中小企業者の認定ないし選定（Q18）は、どのような方法（機関）に基づき決定されますか。
----	---

A：支援の対象となる中小企業者に基準又は選定はございません。

14	Q：経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」等の国の認定制度に基づく計画（Q15）と記載されているが、認定制度の実施は今後行われる機会がありますか。
----	---

A：専門的知識の要件で求めている「経営革新計画等」で対象となる計画は、原則、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく、国等が認定を要する計画を中心に想定しています。なお、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に関連した再生計画も対象と考えています。

実務経験の要件で求めている「経営革新等支援業務」とは、「経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」、「経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言」と定められており、国等が認定を要する計画に限定はしておりません。

なお、これらの計画の認定制度については、各法律に基づき継続して行われております。

15 Q：新規事業の為には資金支援が重要なポイントとなると考えられるが、金融機関との連携についてどのように取り組みますか（Q17）。

A：認定支援機関から財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援といった支援をうけつつ、中小企業が経営改善に向けて努力することにより、中小企業の業況や財務体質の改善につながることで、結果として金融機関の融資等を受けやすくなることが期待されます。

また、10月1日から経営力強化保証が創設されました(資料参照)。これは中小企業が経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートをするものとなっております。

16 Q：税務における認定経営革新等支援業務が適切に実施されているかどうかの確認(Q22)とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

A：①税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を継続して有しているか、②経営革新等支援業務を行うための実施体制を継続して有しているか、③適切に支援業務を実施しているか等についてを確認したいと考えています。

また、認定を受けた後、認定を受けた者が経営革新等支援業務を行わない、又は第三者に丸投げするような「名前貸し業務」、直接的な支援でなく、単なる経営相談を窓口業務として行っていないか等を確認することも想定しています。

17 Q：商工会、商工会議所、中小企業等からの通報制度も整備していきます(Q22)との記載は具体的にどのようなことを指していますか。

A：制度の適切性を確保する観点から、地域の実情を把握されている関係者（商工会、商工会議所等）及び実際に支援を受けた中小企業者から、経済産業局及び財務局・財務支局に対し、認定経営革新等支援機関が行う支援業務の内容を報告できるように体制を整備することをイメージしています。

18 Q：認定経営革新等支援機関を補完的にサポートすること(Q23)とは、助言・アドバイスを指しますか。例えば、税務上の海外勤務者への注意ないしアドバイス等ですか。

A：中小企業基盤整備機構が行う専門家派遣は支援業務を行うにあたり、認定支援機関だけでは対応できない分野について、専門家による指導・助言を行うことにより、支援業務を補完します。